

質 問 書

2023 年 4 月 28 日

「ガーナ国クマシ交差点改良に係る情報収集・確認調査（QCBS）」

（公示日：2023 年 4 月 12 日／調達管理番号：23a00087）について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P. 2) 第 1 章 3. (2) の枠内 及び P. 18) 第 2 章 3. 第 8 条 (1 4) 【追加 発注業務】	P. 2「本企画競争の対象となる業務は第 1 期及び第 2 期の両方を含みます」と記載があるものの、P. 18 【追加発注業務】(1 5) ～ (3 2) の内容は、「別途 継続契約（第 2 期契約）の締結により追加で発注 する可能性のある業務である。」と「別途」の記載が あります。 本プロポーザルには、【追加発注業務】(1 5) ～ (3 2) の提案を記載することを求められているのでしょ うか。 また、別途契約が想定される【追加発注業務】におけ る現地再委託は、今回の別見積もりに含めずとも追加 発注の時点でご検討いただけるという理解でよいでし ょうか。	本プロポーザルには【追加発注業務】(1 5) ～ (3 2) の提案を記載することは求めており ません。 また【追加発注業務】における現地再委託は、 今回の別見積もりに含めて頂く必要はござい ません。
2	P. 12～13) 第 2 章 第 7 条 (1)	「前半に確度の高い 1 交差点についての概算事業 費の算出等を行い、インテリム・レポートで報告す る。」とあります。インテリム・レポートで提示した 概算事業費は、2024 年の国債登録に使用するという 理解で良いでしょうか。	ご理解の通りです。
3	P. 13) 第 2 章 第 7 条 (3)	「現地調査 2 回として、・・・」とありますが、2 回 目の現地調査はドラフト・ファイナルレポートの説明 という理解でよいでしょうか。	現地調査第一回及びインテリム・レポート時 点では、第 7 条 (1) に記載の通り、確度の 高い 1 交差点についての概算事業費の算出 等を行い、報告をお願いしております。第二 回現地調査では、上記インテリム・レポート

			及び発注者との面談を踏まえ、他の対象交差点を含めたそれぞれの事業費の算出に必要な情報収集と、より詳細な（７）～（１０）の追加調査及び、ご指摘の通りドラフト・ファイナルレポートの説明が含まれます。
4	P. 13) 第 2 章 第 7 条（４）	「再委託を想定する場合は、第 1 章 7. 「（６）見積書」の 3）」とありますが、第 3 章 4. 「（４）定額計上について」により計上でよいでしょうか。	ご理解の通りです。修正致します。
5	P. 25) 第 2 章 第 9 条（１） 3)	インテリム・レポート（2023 年 10 月上旬提出）に記載されるべき内容は、本特記仕様書「第 8 条 調査の内容」のうちどの項目を対象としていますでしょうか。	第 8 条（１）から（１１）までの同時点での内容と、特に、第 7 条（１）に記載の通り、確度の高い 1 交差点についての概算事業費の算出等を行い、インテリム・レポートで報告をお願い致します。
6	P. 18) 第 2 章 第 8 条（１） 5)	「上記調査結果を踏まえ、帰国後 30 日以内に・・・」とありますが、帰国後は情報収集・確認調査段階での第 2 回現地調査後という理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	P. 33) 第 3 章 4.（２）上限額について		（補足） 上限額は 1 期分のみです。追加業務分は含みません。

2023 年 4 月 21 日 回答済み

8	2. の質問に対する回答。 P. 2) 第 1 章 3.（４）	無償資金協力の実施可否は、インテリムレポートで概算事業費が提示された 10 月上旬直後に速やかに決定され、2024 年 11 月閣議に十分に間に合うように第 2 期の契約締結が速やかに行われるとの理解でよいでしょうか。	P. 18 に記載のとおり、インテリムレポートの内容を踏まえ、日本政府による無償資金協力の検討開始可否を諮り、検討可となった場合に第 2 期契約の締結を行います。インテリムレポートの提出時点では、無償資金協力の実施可否、および、閣議時期は未定です。
9	2. の質問に対する回答	インテリムレポートで提示した概算事業費は国債登録が目的とのことですが、B 国債を想定していますか。	B 国債を想定しています。

10	6. の質問に対する回答 及び P. 18) 第2章 第8条(15)	2024年11月閣議(P. 32)想定に記載があります。このスケジュールに間に合うようにするならば、「設計・積算方針会議」は、第2期調査実施開始前の開催を必須としない(「設計・積算方針会議」を待たずして第2期調査を開始できる)と考えてよいでしょうか。	第2期契約の現地調査は、設計・積算方針会議の開催を待たずしての実施は可能です。ただし、第2期契約の現地調査の前には積算ブリーフィング、現地調査の派遣前会議の実施は必須となります。以上の会議の開催のタイミングについては、第1期契約の調査進捗をもって改めて協議とさせていただきます。
11	P. 16) 第2章 第8条(6)	交通量調査について、断面交通量調査を15地点で実施するよう指定されていますが、再委託によりこの調査数量を実施した場合、定額計上200万円を超過します。プロポーザルの中では、定額計上200万円に納まる調査数量を提案すればよいでしょうか。あるいは、超過金額分は、別見積りとして提示しても宜しいでしょうか。	交通量調査は概ね15地点(左記以上を目安)としており、プロポーザルの中では、定額計上200万円に納まる調査数量を提案下さい。また、追加で調査を行うことが望ましい交差点は別見積りと追加提案をお願いいたします。
12	P18 (16) 事業内容の計画策定	1行目に『協力対象事業の計画策定(概略設計)を行う』との記載があるが、項目中段付近に『設計精度については入札に対応できる精度を確保する。』との記載があります。また、『協力準備調査 設計・積算マニュアル(試行版)2009年3月』の3.設計においても概略設計を行うとの記載があります。これより、設計精度については『概略設計を行う』との理解でよろしいでしょうか。	設計精度については『概略設計を行う』とのご理解の通りです。
13	P18 追加発注業務について	特記仕様書(案)第8章(15)~(32)の内容は2024年3月以後に実施するとの認識でよいか。	ご理解の通りですが、第1期契約の調査進捗をもって改めて協議とさせていただきます。
14	用語の確認	類似用語の内容について、以下の理解でよいか確認したい。 ・優先事業候補箇所：既往調査から優先度が高いと想定される5~6か所程度の交差点 ・早期整備交差点：「優先事業候補箇所」から選定した4交差点	優先事業候補箇所は、既往調査から優先度が高いと想定される内環状道路上の交差点を指しますが、その数は指定しておりません。その他の用語はご理解の通りです。

		・優先整備交差点 : 「早期整備交差点」から選定した 2 交差点	
15	P25 第9条 成果品	「追加業務を発注する場合、・・・・提出期限は契約履行期間の末日とする」とありますが、追加業務の履行期限はいつ頃を想定していますか。	2024年11月閣議を想定しておりますので、追加業務の履行期限は2024年11月末の予定となります。ただし、閣議時期は変動可能性があり、後ろ倒しとなる場合は、履行期限の延長をご相談させていただきます。

以上